

保育の必要性があり、認可外保育施設など（※）を利用する場合

〈必ず裏面も記入してください〉

【認定種別の該当する方へ】

認定種別		法第30条の4第2号（新2号）
	○	法第30条の4第3号（新3号）
		法第30条の4第3号（新3号）

○利用を開始する年度の4月1日時点の申請子どもの年齢が3歳以上の場合は「法第30条の4の第2号（新2号）」
○利用を開始する年度の4月1日時点の申請子どもの年齢が3歳未満の場合で住民税非課税世帯の場合は、「法第30条の4の第3号（新3号）」で申請してください。

以下の項目もご記入ください

【保育を必要とする理由に応じて記入してください】

以前市外に居住していた等の理由により、春日部市の住民税の情報がない場合については、課税証明書等の書類の提出が必要となる場合があります。

母親の状況	父親の状況	添付書類
☐ 就労 ☐ 就労内定	☐ 就労 ☐ 就労内定	・就労証明書（2か月以内のもの） 自営：証明書類の写し （開業届、確定申告、営業許可書、受注表等営業していることがわかる書類のいずれか）
☐ 出産 予定日 年 月 日		・母子健康手帳の写し （表紙及び分娩予定日が確認できる部分）
☐ 育児休業 （ 年 月 日 ～ 年 月 日）	☐ 育児休業 （ 年 月 日 ～ 年 月 日）	・就労証明書 自営：証明書類の写し （開業届、確定申告、営業許可書、受注表等営業していることがわかる書類のいずれか）
☐ 疾病・障がい	☐ 疾病・障がい	・診断書（家庭保育ができない旨の記載があり、3か月以内のもの）又は心身障がいにかかる各種手帳の写し
☐ 介護・看護	☐ 介護・看護	・介護・看護が必要であるとわかる診断書（3か月以内のもの） ・介護・看護スケジュール
☐ 就学 ☐ 就学内定	☐ 就学 ☐ 就学内定	・在学証明書 ・時間割等（授業時間と日程が確認できるもの）
☐ 不存在 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ 離婚調停中 ☐ その他（ ）	☐ 不存在 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ 離婚調停中 ☐ その他（ ）	離婚 ・戸籍謄本 又は 離婚届の受理証明書 未婚・死別 ・戸籍謄本 離婚調停中 ・事件係属証明書
☐ 求職活動	☐ 求職活動	
☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	

✓した事由の必要書類を添付してください。
母親・父親 それぞれの事由の添付書類が必要です。

【併用する（予定含む）サービスがある場合のみ記入してください】

施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始（予定）日
	☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ ファミリーサポートセンター	都道府県 市区町村	令和 年 月 日

市記入欄

認定	認定区分	認定年月日	認定（利用）期間	父	母	弟妹添付
	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ みなし （ ）	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	☐ 就労 ☐ 内定 ☐ 育児休業 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 就学 ☐ 内定 ☐ 求職 ☐ 不存在	☐ 就労 ☐ 内定 ☐ 出産 ☐ 育児休業 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 就学 ☐ 内定 ☐ 求職 ☐ 不存在	保育所・認定こども園・幼稚園 平成・令和 年 月 日生
担当者（ ）				提出書類		
				☐ 確認書 ☐ 就労証明書 ☐ 課税証明書 ☐ 診断書・手帳の写し ☐ ひとり親書類 ☐ その他（ ）		

記

入

不

要